

## 第7回松江市・東出雲町合併任意協議会

日 時 平成22年3月28日(日)

13:30~

場 所 東出雲町民会館

矢野事務局長 失礼いたします。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回松江市・東出雲町合併任意協議会を開催させていただきます。

本日は、皆様にはお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局長の矢野と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、任意協議会会長の松浦松江市長がごあいさつをいたします。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

皆様方には、本当に年度末ぎりぎりのところでございますけれども、大変お忙しい中で恐縮でしたが、第7回合併任意協議会に、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

任意協議会の開催といたしましては今回が最終回ということで考えているところでございます。

きょうは、初めに第6回任意協議会の開催以降の経過、並びに現在進められております合併特例法に基づく住民発議による合併協議会設置への手続等につきまして御報告をさせていただきます。その後、平成21年度の任意協議会の決算見込み、それから平成22年度の任意協議会の予算についてお諮りをさせていただきたいと思っております。そして、前回お約束をしておりました法定協議会の規約案を最後に御提案をさせていただきたいと、考えているところでございます。

この法定協議会の設置につきましては、現在、執行部主導ではなく、住民発議による手続で進める状況になっておりますけれども、これまで皆さん方に大変長時間にわたって、熱心に御議論をいただいた任意協議会でございます。この協議で決まった事柄等々を法定協議会へ早期につなげていくということが大切だと思っております。これまでの任意協議会での協議をもとに、今後ますます両市町の議員の皆様、それから住民の皆様にも合併についての関心と理解を一層深めていただきまして、合併への機運を高めていただくことが大変重要であろうと思っております。

委員の皆様におかれましては、これまで大変御熱心に議論をいただきまして、いろんな事柄が積み上げられております。ぜひとも、皆様方の御努力が実りますように、そしてこの合併が成就しますように、引き続き御理解と御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

きょうも、皆様方から活発に、また忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれどもごあいさつとさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

矢野事務局長 ありがとうございます。

ただいまから、議事に入らせていただきたいと思いますが、まず資料の確認をさせていただきます。会議次第が1枚、それから会議資料1部でございます。それから、「縁のかたらい」の5号、6号、それから最近のところ特別号というのを発行いたしておりますので、その3種類をお配りをさせていただいております。不足がございましたら、手を挙げてお知らせいただけましたら、事務局の職員が持ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、会議の進行に当たりまして、会議録の作成の都合上、委員の皆様方の御意見、御質問等、御発言をいただく際には、マイクの使用をお願いしたいと思っております。挙手をいただければ職員がマイクを席までお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

そういたしますと、規約に基づきまして会長に議長をお願いをして議事を進行することになっておりますので、松浦会長、よろしくお願いいたします。

松浦会長 そういたしますと、これから議事に入らせていただきたいと思いますが、その前に、鞆嶋町長さんと野津町議会議長さんの方から御発言を求められておりますので、よろしくお願い申し上げます。

鞆嶋副会長 では、失礼させていただきます。

前回の任意協議会におきまして、東出雲町議会との調整ができていない状況であることから、法定協議会の規約の協議をさせていただきをお願いをさせていただき、まことに申しわけなく思っております。深くおわび申し上げます。

その後の経過でございますが、新聞報道等でも御承知と思いますが、私がかねてから合併協議に当たっては、町民の意見を住民投票によって聞いた上で進めてまいりたいと公言してまいりました。それは、以前の合併協議の際の平成15年に、当町が住民投票によっ

て離脱が決まった経過を踏まえての判断でございました。私自身、町長に就任以来、東出雲町を取り巻く環境の変化から合併協議の再開を望み、そしてこの間、松江市長様を初めとして、松江市に快く応じていただいたことに対しまして厚く感謝をいたします。

そして、この任意協議会での将来を展望した協議とともに、現在の松江市の状況を詳しく勉強させていただきました。そこで、法定協議会で詰めの協議をし、町民の理解を得て合併に臨んでまいりたいとの思いを強くしたところでございます。

そのような状況の中で、私は去る3月2日に議会を招集し、町民の皆様には法定協議会の設置の是非を問う住民投票条例の可決を議会にお願いいたしました。しかし、一部修正され、合併の是非を問う住民投票条例で可決されました。この条例では、住民投票の期日は法定協議会設置の前、議会合併問題特別委員会において調査を行い、住民へ情報を提供した後、町長が定めるということになっております。

私は、この合併協議については、相手の松江市がございまして、余りにも時間をかけてつき合っていたことはできないという思いで、今年の夏までにはすべての合併協議を終えて、是非の判断の場を持ちたいと公言をしてまいりました。議会に修正になった条例は、いつ法定協議会が設置になるのか見通しが立たない状況がございまして、松江市にとって申しわけない状態になるという懸念があり、大変心配をしておりました。

このような状況を受けて、東出雲町民の方から市町村の合併等に関する法律に基づく合併協議会、いわゆる法定協議会の設置の請求手続が去る3月3日に始まりまして、先週の火曜日、23日に正式に松江市との合併協議の設置請求がございました。その請求内容は、合併任意協議会での実質的な協議は終了しており、引き続き松江市との信頼関係のもとにさらなる踏み込んだ議論をするためには、合併協議会を早急に設置し推進することが、将来の責任ある姿であると考えますというような内容でございました。

これによりまして、直ちに3月25日に、松浦市長様へ合併協議会設置について、市議会に付議していただけるかどうか意見照会をし、早速付議していただけるとの回答をいただいたところでございます。

町の執行部主導でなく、住民発議の手続を進める状況とはなりましたが、これまでの協議をむだにしないためにも、議会と町民の理解を得て法定協議会の設置、そして合併の実現につながっていくように誠心誠意、私自身努力したいと思っておりますので、委員の皆様にも最後まで協力いただきますようお願い申し上げます。大変どうも済みませんでした。

野津（貞）副会長 失礼をします。

松浦会長さんを初め、任意協議会の委員の皆様には法定協議会の規約案の検討協議に際しまして、当町の事情から協議を繰り延べていただき、まことに申しわけなく思っております。

東出雲町議会では、任意協議会の設置を当町から申し入れました経過がありながら、議会の意見を一本化できていない状況から、法定協議会設置の協議にスムーズに移行できなかったことについて、申しわけなく思っております。

先ほど町長が御報告をされましたとおり、合併特例法に基づく住民発議による合併協議会設置の請求手続が行われ、松江市議会さんにおいては審議いただけると伺っております。今後は、議長として合併協議を待っていただいている松江市さんの状況を踏まえ、法律で規定されました住民の権利としての手続を着実に進め、引き続き合併協議会が前進しますよう最大限努力をしてみたいと思っておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

松浦会長 ありがとうございます。

私も冒頭に申し上げましたように、この任意協議会で積み上げましたいろいろな協議事項というものが、速やかに法定協議会で議論されますようによろしくお願い申し上げたいと思っております。

そうしますと、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

まず、報告事項(1)につきまして、事務局の方からお願い申し上げます。

矢野事務局長 そういたしますと、会議資料は1ページから3ページでございます。資料の方、2ページをお開きください。

合併任意協議会等の経過報告及び今後想定される手続という資料に基づいて説明をさせていただきます。

2ページの1番目に経過報告を書いております。今、皆様方、既にこれは御承知でございますので、任意協議会での経過のところは省かせていただきます。

先ほど鞆嶋町長から詳しい説明がございましたが、3月2日に東出雲町議会において、東出雲町長が合併協議会設置の是非を問う住民投票条例の制定を町議会へ提出されたところでございますが、先ほどございましたように、修正動議が提出され、修正案で可決になったという状況がございました。その後、翌日でございますが、3月3日に東出雲町の住民の方から合併協議会設置の請求手続、これは合併特例法に基づく手続でございます。その手続の開始があったところでございます。

この住民発議の制度は、平成7年の法律改正によりまして新たに設けられた制度でございまして、住民の主体的な行動によって合併協議会設置の請求が可能になる制度として設けられているものでございます。

この手続に当たりましては、東出雲町民の方の有権者の50分の1の署名を添えて請求ができることになっておりまして、最低50分の1が230人でございました。結果的には、有効の署名数が486人ということでございまして、その署名を添えまして3月23日に合併協議会設置の本請求があったところでございます。3月25日には、東出雲町長から松江市長に、合併協議会設置協議について議会に付議するかどうか意見照会がございまして、翌日3月26日に松江市長から東出雲町長へ、合併協議会設置協議を議会に付議するという回答を既に文書で出ささせていただいたところでございます。本日はその状況を踏まえまして、会議を招集させていただいたところでございます。

今後の手続でございしますが、3ページをごらんいただきまして、表の上の方でございませう。松江市長から東出雲町長に対して、議会に付議する回答をいたしました。その日から60日以内に松江市長及び東出雲町長におきまして、議会を招集されて、議会に合併協議会設置の議案を出すことを法律に基づいてやらなければならないこととなります。

それぞれの議会で審査をされるわけでございますが、仮に松江市議会で否決となりましたら、この住民発議の手続は終了いたします。ここで、松江市議会で可決になり、東出雲町議会で可決となりますと、直ちに法定協議会設置に至るわけでございます。

なお、松江市議会で可決、仮に東出雲町議会で否決になった場合でございますが、その否決があった日から10日以内に、東出雲町長が選挙管理委員会に対して住民投票の実施の請求をすることができる方法が一つございます。それから、東出雲町長が選挙管理委員会に請求しなかった場合には、今度は13日以内に有権者の6分の1の署名によって、これまで手続をしておられます住民の合併協議会設置請求の代表人の方から、住民投票を選挙管理委員会に請求することができるという規定がございます。請求があった日から、選挙管理委員会は40日以内に住民投票を実施しなければならないことになるわけでございます。

そこで、有効投票の過半数が合併協議会設置に賛成だった場合には、東出雲町議会で否決になっても、可決したものとみなされ、それを受けて法定協議会設置に至ることになるわけでございます。法定協議会が設置になりましたら、法定協議会で詰めの協議をいたしまして、これから取り組みます合併市町村基本計画の作成、こういった手続を経ま

して、合併の協定調印、それから松江市議会、東出雲町議会で合併についての審査をするということになるわけでございます。

両市町の議会で可決になりましたら、合併の申請手続を国、県にしまして、その後、総務大臣の合併の告示、これによって効力が発生いたすところでございます。任意協議会で、合併をするならば23年度中に合併ということになっておりますので、このような手続が今後進んでいくことになるわけでございます。前回の任意協議会以降のこの住民発議の動き、それから今後の手続についての説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

松浦会長 それでは、ただいまの報告につきまして、皆様方の方から御質問等がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項(1)につきましては終わらせていただきます。

続きまして、報告事項(2)について、事務局からお願いします。

大谷事務局班長 失礼いたします。事務局の大谷でございます。よろしくお願いたします。

私の方から、報告(2)について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料は4ページをごらんいただきたいと思います。報告(2)、平成21年度松江市・東出雲町合併任意協議会会計決算見込についてでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。5ページに、決算見込みをつけておりまして、平成21年12月1日、任意協議会の設置をした日でございます。これから今年度末、3月31日までの決算見込みをこちらに載せております。

まず、歳入でございます。歳入の1款の負担金でございますが、予算現額831万9,000円、見込額も同額でございます。負担金の内訳でございますが、均等割が50%、人口割50%で積算をしております。松江市には595万9,000円、東出雲町には236万円を負担をさせていただいております。

2款の諸収入は、預金の利子でございます。合わせまして歳入合計の予算現額は832万円、収入の見込額は831万9,000円となっております。でございます。

次に、歳出でございます。歳出については、予算現額と執行見込額との差が大きいもののみを説明させていただきます。

まず、1款の運営費の会議費でございます。会議費の14節の使用料及び賃借料です。

予算現額 54万1,000円に對しまして、執行見込額が5万7,269円となっております。これは、予算段階では任意協議会の会議を民間の施設で開催するという想定で使用料を試算をしておりましたが、本日のように東出雲町民会館、あるいは市町村振興センターなどを利用して協議会を開催をいたしましたので、予算に對して執行見込額が少額になっているところでございます。

次に、事務局費の11節、需用費でございますが、予算現額 58万9,145円に對しまして、執行見込額は74万1,385円となっております。これは、コピー代あるいはそれに伴いますコピー用紙代が予定よりも多くなったことによるものでありまして、残額として記しておりますマイナスの15万2,240円につきましては、他の費目から流用させていただき予定にしております。

19節、負担金補助及び交付金についてでございますが、協議会事務局に臨時職員の雇用を予定をしておりましたが、実際雇用はいたしませんでしたので、執行見込額が0円としているところでございます。

次に、2款、事業費の事業推進費の13節、委託料でございます。これは、本日もお配りしております「縁のかたらい」の作成の委託料でございます。予算現額 520万7,060円に對しまして、執行見込額 492万5,025円でございます。これは入札による減でございます。

歳入合計の予算現額は832万円、執行見込額 681万4,684円、歳入の執行見込額から歳出の執行見込額を引きました差し引きの残高は150万4,516円でありまして、この平成21年度会計の予算残額の取り扱いについては、平成22年度の任意協議会の予算に繰り越しをさせていただきたいと思っております。

今、見込みでこれを出させていただきますが、決算が確定いたしましたら、松江市の三島良信委員さん、東出雲町の野津勝委員さんに監査をお願いしたいと思っております。委員の皆様には、これから会議を開くことができないと思いますので、文書で後日報告させていただくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 それでは、報告(2)につきまして皆様からの御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で報告(2)については終わらせていただきます。

続きまして、本日の議案(1)でございます。事務局の方から願いたします。

大野事務局次長 事務局の大野です。よろしくお願いいたします。失礼して座らせて説明させていただきます。

資料の方、6ページをお開きください。平成22年度松江市・東出雲町合併任意協議会歳入歳出予算について御提案、説明させていただきます。

平成22年度の任意協議会の予算、歳入歳出予算の総額は、それぞれ158万3,000円と計上させていただいております。22年度の任意協議会予算につきましては、法定協議会設置までの短期間を想定させていただいております。また、協議会委員の皆様、先ほども申し上げましたけども、再度お集まりいただいで協議会の開催は予定しておりません。法定協議会が設置されることになると、その前日までこの任意協議会は設置させていただきますして、事務局において住民の皆様への情報提供、それから法定協議会への円滑な立ち上げに向けての諸準備に当たらせていただきたいと思っております。そういうことで、今年度と比較して大幅な減額の予算とさせていただきますしております。

詳細につきましては、10ページ、11ページをお開き願います。

最初に11ページの方、歳出の方から説明させていただきます。一番上の段、会議費でございます。法定協議会設置準備のための首長会等の会場使用料を約4回程度分を計上させていただきますしております。6万円とさせていただきます。

それから、続いて2段目の表、事務局費でございます。事務局管理運営費として、会議で使用する用紙、コピー代、その他消耗品等、38万2,000円を計上させていただきます。

それから3段目、事業推進費でございます。委託料として広報発行経費、「縁のかたらい」ですけれども、今回の第7回分の1回分の作成委託料を64万1,000円として計上させていただきます。

それから12ページに、予備費ということで50万円を上げさせていただきます。

10ページに戻っていただきまして、歳入でございます。158万3,000円の内訳といたしまして、先ほどの21年度の繰越金、これが150万4,000円です。それと両市町からの負担金7万8,000円、預金利子1,000円とさせていただきます。このうち、両市町からの負担金7万8,000円ですけれども、これも21年度同様、均等割50%、人口割50%で案分しておりますして、松江市の方から5万5,000円、東出雲町の方から2万3,000円とさせていただきます。

最終的に、この任意協議会の決算でございますけれども、法定協議会の設置が決まり、

任意協議会の解散に伴います最終決算につきましては、先ほどの21年度決算と同様、任意協議会規約に基づきまして会長が決算をし、第1回の協議会で監査委員に就任いただきました三島良信委員さん、それから野津勝委員さんの監査を受けた後に、委員の皆様へ文書で御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、決算後の予算の残額につきましては、法定協議会の予算へ引き継がせていただきたいと思いますと考えております。

22年度予算につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案の(1)について皆様からの御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案(1)につきましては、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

それでは、続いて議案の(2)ですが、松江市・東出雲町合併協議会規約(案)についてでございます。事務局から議案の説明をする前に、私から提出議案について少し御説明とお願いをさせていただきたいと思っております。

まず、後から御説明申し上げますけれども、提案させていただきますこの規約(案)でございますが、その組織、それから委員につきましては任意協議会と同じ内容とさせていただいております。この趣旨は、任意協議会の委員の皆様方に、引き続き法定協議会の委員としてお願いをさせていただきたい。これまでいろいろなこの議案につきまして御審議を賜ってよく御存じをいただいているわけでございますので、同じメンバーでお願いをさせていただきたいという思いからでございます。ぜひともここにおられます任意協議会の委員の皆様と一緒に、最後まで合併の成就までのおつき合いをお願いしたいと考えておりますので、御理解の上、御協力をお願い申し上げたいと思っております。

そういたしますと、規約の詳細につきまして事務局から説明をお願いします。

矢野事務局長 それでは、資料は13ページから16ページまででございます。

まず、14ページをお開きいただきたいと思います。

松江市・東出雲町合併協議会規約(案)でございます。まず、第1条でございますが、合併協議会の設置の根拠規定、それから設置について記載をさせていただいております。地方自治法と合併特例法に基づきます協議会だということでございます。

第2条は、協議会の名称でございます。松江市・東出雲町合併協議会と称する、こう

いう規定にさせていただきます。

第3条、協議会の事務でございます。1つが、両市町の合併に関する協議、それから第2号で、法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成、それから3号に、両市町の住民への協議経過等の情報の提供、第4号といたしまして、前3号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項ということでございます。

まず、第1号でございますが、これはこれまで任意協議会で協議して定めていただきました行政制度、あるいはサービス、住民負担の調整の方針、これを法定合併協議会にも継承することになります。この法定協議会におきましては、任意協議会での協議以降の状況の変化等がありましたら確認をいたしまして、調整で必要な事項が生じた場合には改めて協議をしてお諮りをさせていただくということになるものでございます。

それから、この任意協議会で法定協議会で協議するということを決めた事項がございます。それは、まず合併の期日でございますが、平成23年度中といたしておりますので、今度は法定協議会で具体的な期日について決定をしていただくこととなります。

それから2点目には、議会議員の定数及び任期の取り扱い、これも法定協議会での協議事項になります。

それから3点目には、農業委員会の委員の定数、任期の取り扱いでございます。

それらがこの両市町の合併に関する協議の主な事項でございます。

それから、この2号でございますが、合併市町村基本計画でございます。これは、任意協議会でも御説明をしたところでございますが、現在、松江市は合併前につくりました新市まちづくり計画というものがございますので、今度は東出雲町を中心とする合併市町村基本計画をつくっていくということでございます。

3号につきましては、「縁のかたらい」と同様、合併のいろんな情報を住民の皆さん方へお知らせをさせていただくことを想定をしているところでございます。

続きまして、第4条でございますが、事務所の場所でございます。これは任意協議会と同様に、松江市役所内に置かせていただくことといたしております。

第5条、組織でございますが、協議会については会長、副会長及び委員をもって組織するとさせていただきます。

第6条でございます。会長は、松江市長をもって充てさせていただくということ。それから第2項で、副会長は、東出雲町長及び両市町の議会の議長をもって充てさせていただく規定にさせていただきます。

第7条でございます。委員の構成について規定がしてございまして、両市町の長、それから両市町の副市町長各1名、それから議会の議長及び議会が推薦する議員各2名、それから4号で、両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者各6名以内ということで、合計22名以内という規定にさせていただいております、これは現在の任意協議会と同じでございます。

それから第2項は、委員は非常勤として、これも従来と同じでございます。

それから第8条には、会長、副会長の職務について規定をさせていただいております。

第9条及び第10条におきましては、会議の招集、それから会議の運営について規定をさせていただいております。

それから第11条では、この合併協議会の会議に際しまして、両市町の職員を会議に出席させることができるという規定を入れさせていただいております。

それから第12条でございます。協議会で協議する事項の特定の項目につきまして、専門的あるいは集中的に検討する必要がある事項について、この小委員会を設置して議論を重ね、協議会の本体に諮らせていただくような方式をとることができるという規定でございまして、想定をしておりますのは、議会議員の定数及び任期の取り扱いなどについて想定をさせていただいております。

それから第13条でございますが、附属機関でございます。これは、任意協議会ではなかった規定でございます。今度の合併協議会の重要な役割の一つといたしまして、合併市町村基本計画の策定ということがございます。これにつきまして、住民参加でこの基本計画を策定いたそうと、そういう趣旨で住民の委員さんを別に選任いたしまして、附属機関を置くことができると、こういう規定を中に入れさせていただいております。

それから第14条、幹事会でございます。この合併協議会へ提案する事前の調整の機関として、両市町の副市町長、それぞれ1名をもって構成する幹事会を設置をすることとさせていただいております。

それから第15条、専門部会でございます。これは合併協議会の所掌事務を専門的に協議、調整するため両市町の職員で構成する部会でございます。これについて、置くということで規定をさせていただいております。

第16条は、事務局を置くという規定でございます。それから、事務局の職員については、両市町の長が協議して定めた者を充てさせていただくことといたしております。

それから18条は、合併協議会の経費でございますが、基本的な収入といたしましては、

両市町の負担金を充てさせていただくということにさせていただいております。

それから第19条は、監査の規定でございます、これは、会長が両市町の監査委員のうちから、協議会の同意を得て委嘱をするという2名の監査委員さんを選任をさせていただくこととさせていただいております。

それから第20条が財務に関する規定、それから第21条が、委員及び附属機関の委員の報酬、あるいは費用弁償を支払うことができると、こういう規定でございます。

はぐっていただきまして、16ページでございます。

第22条では、合併協議会が解散した場合の決算の措置について規定をさせていただいております。

この規約につきましては、両市町の長が協議して定めた日から施行すると、こういう規定にさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

松浦会長 そういたしますと、議案の(2)につきまして委員の皆様からの御質問、御意見等がございますでしょうか。ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、以上でこの協議事項につきましては、御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

そういたしますと、本日の議案につきましてはすべて提案どおり御承認をいただきました。

以上をもちまして任意協議会での協議につきましてはすべて御承認をいただいたこととなります。委員の皆様方には、大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、最後になりますので副会長の皆様方からも一言ずつごあいさつをいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、町長さんからよろしくお願い致します。

鞆嶋副会長 失礼します。

私からは、任意協議会に対するお礼と今後の町長としてのお願いとを少し話させていただきます。

もともとこの任意協議会は、東出雲町長と議長が松江市長様、議長様にお願いしたとこ

ろから立ち上がった経過がございまして、今まで本当に真剣に議論していただいたことに感謝申し上げます。また、松江市の委員様には、対等な立場で議論していただいたことに感謝申し上げます。

今後のことも含めての気持ちでございますが、松江市民と東出雲町民は、生活・経済・教育・文化・医療などさまざまな面におきまして、長い歴史、圏域の中で、お互いが暮らしがかわり合い、支え合って生活が営まれてきたという実態がございます。

今後一層進むことになる地方分権、主権の時代にあって、単独町政を続けていくよりも町民の20年、30年先を見据えた場合に、松江市との合併によって住民が豊かで安心した暮らしができる基盤を整え、この圏域が環日本海において名実とも山陰をリードする中核都市となることを目指すことが重要であるという思いをますます強くしたところでございます。

現在、東出雲町においては、合併問題に慎重な意見もございます。にもかかわらず、これまで温かい目で見守っていただきました松江市長様、それから市議会の皆様、及び市民の皆様にごたえるためにも、力強い圏域の将来に向けて合併に全力を注いでいきたいと思っております。

この合併協議は、議会、住民、企業、いろんな各種団体、役場の職員など、さまざまな多くの関係者に議論を巻き起こすものでありまして、松江市が再びこの合併協議に対してテーブルに着いていただいたことを考えると、今回が松江市と東出雲町の合併の最後の機会であると私自身認識しております。

私としては議会、そして町民の理解を得まして、一刻も早く法定協議会を立ち上げて、任意協議会で先送りしたこと、あるいは議論できなかったことを、特にまちづくりの基本計画を策定して、その中の合併後の市の一体的な振興、あるいは特色ある地域づくり、相乗効果が発揮できる諸施策につきまして、住民の皆様にお示しすることで合併の理解を得ていきたいという思いを強くしているところでございます。

任意協議会の皆様も引き続き、法定協議会の設置、合併の成就に向けて最後まで御理解、御協力賜りますことをお願い申し上げます。お礼並びに町長としての思いを言わせていただきました。どうも失礼しました。

三島副会長 失礼いたします。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず初めに、委員の皆さん方には、昨年からの合併協議につきましているいろいろと真剣に御論議をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

先ほど町長さんからもお話がございましたが、昨年の11月に町長さん、そして議長さんから松江市の方へ要請がございました。本日までに7回という長きにわたった内容につきまして、経過の御説明がございましたが、東出雲町様におかれましては、議会においてまだ、さまざまな意見があるようでございまして、このたび住民による発議によって合併協議会設置の進められたわけでございます。これは、住民にとりましての権利でありますし、大変重要でありますし、また尊重されなければならない、大変重たいものだと思っておるところでございます。

この協議会の初回に当たりまして、会長であります松浦市長からもお話を申し上げましたが、合併はあくまでも目的ではなく、まちづくりに対する有効な手段の一つであるということ念頭に置きまして、まちづくりのスタート台に着くように思っておったところでございます。

松江市も前回、平成17年でございますが、合併時におきましては合併によって直ちにいろんな問題が解決したわけでもございません。その間、いろいろ諸問題はありましたけれど、一つ一つ執行部とそして議会、町民の皆さん方と一緒に頑張って克服をし、現在に至っているわけでございます。あらゆる問題を乗り越え、そして合併を経験いたしております松江市でございますので、東出雲町におかれましても、松江市を信頼をしていただいて、合併に向けての機運を高めていただければ幸いと思っておるところでございます。

東出雲町の執行部と議会を初め、委員の皆様におかれましては、町民の皆様方に、皆さん方のお手元に配付してございますが、この「縁のかたらい」6号と特別号をしっかりと町民の皆様方に再度御説明を願い、そして御理解をいただければ、合併の方向性、そして将来に向かっての流れをしっかりとつかんでいただけるんじゃないかなと、かように感じているところでございます。

松江市といたしましても、松浦市長やそして鞆嶋町長さんの思い、そして東出雲町の町議会、住民の皆さん方の思いにこたえ、将来にわたり活力あるまちづくりをつくっていくために、邁進努力をする考えでございます。松江市民も東出雲町と一緒になることを期待いたしていることをつけ加えまして、ごあいさつにかえたいと思います。

また今後ともどうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

野津(貞)副会長 任意協議会の副会長として、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

東出雲町議会におきましても、いろいろな意見、考え、賛否両論がある中で、議会代表

の委員としてここまでやってきました。東出雲町もここ10年来、合併問題に揺れ動いてまいりました。当然のことながら、合併の協議は相手のあることであり、特に今回は松江市さんと東出雲町の1対1の協議で、前回、松江・八束の合併協議から離脱した経緯も含めて考えますと、今回が対等に協議していただける最後の機会ではないかと思っております。これまで松江市さんにおいては、大きな懐で合併協議に応じていただき、感謝をいたしております。

現在、住民発議による手続が進められている現状ではありますが、私も早く法定協議会に移行できるよう、調整に努めてまいりたいと思っております。東出雲町民の将来を考え、また松江市さんとの東出雲町圏域の将来のまちづくりを対等な立場で考えていただけるこの機会を大切にしていきたいと思っております。

委員の皆様、そして関係の皆様にも、引き続き御理解と御支援をお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

松浦会長 ありがとうございました。

私も、委員の皆様には引き続き松江市と東出雲町の合併協議への御協力と、そしてまた、ぜひとも合併が成就しますように御支援をお願い申し上げたいと思っております。

これをもちまして、任意協議会でのすべての議事を終了させていただきたいと思えます。大変熱心な協議をいただきまして、本当にありがとうございました。

矢野事務局長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして会議を終わらせていただきたいと思います。きょうの会議の結果の報告については、また2週間以内に「縁のかたらい」で住民の皆さん方に御報告をいたしたいと思っております。それから、法定協議会の設置の手続等が今後、進んでまいりますので、事務局ではできる限り、また委員の皆さん方に情報提供いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

皆様、どうもありがとうございました。